

船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年11月23日 12時30分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市尾鷲港東方沖 投石灯台から真方位284° 1,160m付近 （概位 北緯34° 04.9′ 東経136° 14.2′）
インシデントの概要	プレジャーボートキラキラ号は、船外機を停止して漂流中、始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年12月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート キラキラ号、2.80メートル 240-29629愛知、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力2.94kW、回転数毎分 5,000、1気筒、ボア60.4mm、使用燃料ガソリン、平成3年 製造
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、家族1人を乗せ、釣りの目的で、船外機を停止し、漂流して釣りを行った後、船長が風が強くなってきたので帰航する目的で船外機を始動しようとしたものの、始動できなかった。</p> <p>船長は、点火プラグを予備品と交換したが、船外機を始動できず、点検したものの判明しなかったため、航行不能と判断して118番通報を行い、本船は、来援した巡視艇にえい航され帰港した。</p> <p>船長は、本インシデント後、点検したところ、キャブレターが詰まり、燃料が漏れ出ていたので、船外機に燃料が供給できずに船外機が始動できなかったと判断した。</p> <p>本船は、平成30年に中間検査を受検したときに燃料系統を整備して以来、キャブレターの点検を実施したことがなかった。</p>
分析	本船は、約2年以上キャブレターの点検が実施されていない中、漂流中、キャブレターが詰まったことから、船外機に燃料が供給されずに始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、約2年以上キャブレターの点検が実施されていない中、漂流中、キャブレターが詰まったため、船外機に燃

	料が供給されずに始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、定期的に燃料系統の点検を実施し、時にキャブレターは、定期的にオーバーホールを実施することが望ましい。